

## モニタリング結果報告書

平成19年8月

モニタリングの対象となる施策目標	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
------------------	--

## 1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	7	安全で安心な血液製剤を安定的に供給すること
施策目標	7-1	健康な献血者の確保を図り、血液製剤の国内自給、使用適正化を推進し、安全性の向上を図ること
個別目標1		健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が必要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給の推進を図ること
		(主な事務事業) ・ 献血者確保等推進事業 ・ 若年層献血者普及啓発事業 ・ 血液製剤製造・供給体制整備事業
個別目標2		血液製剤の使用適正化を推進すること
		(主な事務事業) ・ 血液製剤使用適正化推進事業
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 安全な血液製剤の安定供給の確保等を目的として、献血の推進に関する計画を策定し、血液製剤の安全性の向上、安定供給の確保及び適正な使用の推進を図る。		
2. 根拠法令等 ○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号) ○献血の推進に関する計画(平成18年厚生労働省告示第131号)		
主管部局・課室	医薬食品局血液対策課	
関係部局・課室		

## 2. 施策目標に関する指標

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)						
		H14	H15	H16	H17	H18
1	献血により確保した血液量(単位:万L) (安定供給に必要な血液量/毎年度)	213.3	207.8	201.8	196.0	184.2
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、日本赤十字社の調べによる。						

## 3. 個別目標に係る指標等

個別目標1 健康な献血者の確保を図り、献血により安全な血液製剤が需要に応じて適切に供給されるようにするとともに、血液製剤の国内自給の推進を図ること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
	H14	H15	H16	H17	H18	
1	献血により確保した血液量(単位:万L) (安定供給に必要な血液量/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	213.3	207.8	201.8	196.0	184.2
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、日本赤十字社の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 献血者確保等推進事業						
平成18年度 予算額 : 660百万円(補助割合:[国1/2][事業主1/2][ / ])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(日本赤十字社)						
概要: 血液事業の円滑な運営を図るため、成分献血・400ml献血運動を推進するとともに、献血者の健康診査の充実、献血カードの交付等を行う。また、国内自給を推進するために献血の受入体制を整備するなど献血推進運動の一層の推進を図る。						
事務事業名 : 若年層献血者普及啓発事業						
平成18年度 予算額 : 83百万円(補助割合:[国1/2][事業主1/2][ / ])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(日本赤十字社)						
概要: 若年層の献血者数が減少傾向にあることから、若年層に重点をおき幅広く献血に関する正しい情報を伝え、将来の献血者である若年層への普及啓発の充実・強化を図りつつ献血の推進に取り組む。						
事務事業名 : 献血製剤製造・供給体制整備事業						
平成18年度 予算額 : 2百万円(補助割合:[ / ][ / ][ / ])						
実施主体 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )						
概要: 血液製剤の国内自給推進に資する製造体制、新しい技術への対応、透明性・効率性の確保について検討会において議論を深め、国内自給を進めるための具体的な方策を検討する。						

個別目標 2 血液製剤の使用適正化を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
		H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7	H 1 8
1	献血により確保した血液量(単位:万L) (安定供給に必要な血液量/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	213.3	207.8	201.8	196.0	184.2
(調査名・資料出所、備考) ・ 指標1は、日本赤十字社の調べによる。						
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要						
事務事業名 : 血液製剤使用適正化推進事業						
平成18年度 : 20百万円(補助割合:[国10/10][ / ][ / ])						
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )						
実施主体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他(都道府県合同輸血療法委員会)						
概要 : 国が策定した血液製剤の使用適正に係る指針の有効活用に資する知見(各医療機関における取組方法や県等から医療機関に働きかける方法の改善方策など)を得ることを目的として、積極的な取組みが見られる合同輸血療法委員会(都道府県単位の設置)に調査研究を実施し、その結果を国で取りまとめ、全都道府県にフィードバックすることを通して、都道府県単位の先進的取組等を全国での取組みに広げていく。						